

インター通信

2026年3月 No.25

インドネシアの中部スラウェシにあるバイスポック湖

2025年12月 日本語能力試験 に合格しました！

群馬の企業にて溶接で実習しているアムリさん（2024年1月配属）

仕事の後も毎日15分から30分の勉強を自分に課し、JLPT N2をこれまでに2回合格しました。一番苦労したのはやる気を保つことでしたが、将来の目標を思い返すことで乗り越えることができました。勉強したくない日は無理せず休んで翌日また向き合う、自分に正直なそのやり方が、着実な成長につながったと思っています。次の夢は通訳者として働くこと。2回分の合格を胸に、これからももっと頑張っていきます。



埼玉の企業にて機械加工で実習しているウイビさん（2024年8月配属）

休みの日に必ず1時間勉強すると決め、その積み重ねでJLPTに合格しました。一番大変だったのは勉強を継続することでしたが、上手になりたいという気持ちを原動力に自分を励ましなが乗り越えてきました。やる気が出ない日はアニメや日本語の歌で気持ちを切り替え、合格の知らせはまっさきにアニス先生に伝えました。「おめでとう」と喜んでくれました。将来は日本に長く住むことを見据え、次の目標は特定技能です。夢に向かってこれからも頑張っていきます。



N3合格者

千葉県	デスティナ フェビ ヌラジザ	神奈川県	スリ テグ レスタリ
千葉県	スクマワティ	神奈川県	アビアンシャ アンディ アウファバヒ
長野県	ナンディ ベルリアナ	千葉県	ダニエラ アプリリア アニタ デウイ
福島県	ランディ グメラル ラマダン	千葉県	オビ ナンダ
群馬県	ラフマワティ フィトリヤニン ユスブ	千葉県	ビマ アジ パングストゥ ハエス
栃木県	ミラニ	千葉県	リズキ ラマダン

N4合格者

埼玉県	ディアントロ	千葉県	アユ プスパ コエルン ニサ
神奈川県	イルハム ガラン セティアワン	長野県	アンディア プトラ プラタマ
茨城県	ムハンマド ビラル アルファリジ	長野県	レニ デフィタサリ
福島県	バハルディン ユスブ	千葉県	シンディ リカヤンディ
福島県	フィルマン スバルカト	埼玉県	ヒシャム ヌル サラム
千葉県	リズキ アクバル トリオ フェブリヤント	神奈川県	エリス アザフラ
千葉県	イクサン マリ マワフディ	神奈川県	アスリ アルフィヤナ
群馬県	ヌリヤンティ	神奈川県	ラナ スハ アティファ
群馬県	ファシハ イスナエニ フウリヤ	神奈川県	アグス ジャヤ スクマ



自転車の「青切符制度」が4月から始まります



すでに組合員の皆さまにおかれましてはご存知のこととは存じますが、**2026年4月1日から、自転車にも「交通反則通告制度」が適用**されます。

自転車は、通勤や買い物など実習生の生活においては欠かせない移動手段である一方、利用方法によっては事故や交通違反につながる可能性があります。

4月からの適用に向け、組合から実習生へ周知しておりますが、制度の概要を含め情報共有させていただきます。

自転車の青切符制度とは？

日本の交通ルールでは、自転車は「軽車両」に位置づけられています。4月以降は、自転車による一定の交通違反について、**反則金を科す「青切符」制度が適用**されます。

反則行為は113種類あるそうです。これまで注意や指導にとどまっていた行為であっても、反則金の対象となるケースが想定されます。

日常的に起こりやすく、違反しやすい例として、以下のような行為が挙げられるのではないのでしょうか。

参照元：警視庁 (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/system.html>)

 ながら運転 反則金 1万2,000円	 遮断踏切立ち入り 反則金 7,000円	 逆走や歩道走行 反則金 6,000円	 イヤホン・ヘッドホン使用 反則金 5,000円	 傘差し運転 反則金 5,000円	 無灯火運転 反則金 5,000円
 信号無視 反則金 6,000円	 一時不停止 反則金 5,000円	 二人乗り 反則金 3,000円	 動物が自転車に乗る		

私たち日本人もそうだと思いますが、実習生の中にも、「自転車は車に比べて危険性が低い」「これまでに問題にならなかったから大丈夫」と思い込んでいるケースも少なくありません。

私も組合員としても、通訳も通じて引き続き自転車の正しい利用方法について周知・指導を行ってまいりますが、危険な運転を見かけた際には組合員の皆さまからも一言声かけを行っていただけますと幸いです。

また、実習生の様子含め気になる点がございましたら、いつでもご連絡いただけますと幸いです。

特定技能「定期届出書」ご提出について

早いもので、3月も下旬に差し掛かり、今年度もいよいよ年度末を迎えます。

前回の通信でもご案内させていただきましたが、2025年4月1日に特定技能運用要領が改正され、**1年に1度(2026年4月1日から5月31日までの間)定期届出書のご提出が必要**となります。

こちらに関しましては、**私も登録支援機関ではなく、特定技能外国人をお受け入れ中の企業様に作成いただき、入国管理局へご提出をいただく必要がございます。**

提出方法や必要書類につきましては、特定技能外国人をお受け中の企業様に別途ご連絡させていただきます。

期日までにご提出いただけない場合、特定技能外国人のお受け入れができなくなってしまいますので、必ず期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

次回以降のインター通信の送付方法変更について

これまでインター通信は、ご請求書の原本と同封し郵送にてお届けしておりましたが、「データでの受け取りのほうがありがたい」というお声を多数いただいていること、ならびに当組合におけるペーパーレス推進の一環として、次回号よりメールでの配信へ切り替えることといたしました。

今後は、「インター協同組合 総合窓口」のアドレスより、他の配信先が表示されない形でお届けいたします。

また、インター通信のほかにも組合員様への一斉案内等につきましては、今後「インター協同組合 総合窓口」のアドレスより送付させていただくこともございます。

引き続き、円滑な情報共有に努めてまいりますので、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※なお、初回送付は5月を予定しております。

INTER インター協同組合

【発行元】
〒105-0022 東京都港区海岸1-9-18
国際浜松町ビル2F
TEL: 03-5408-3611 FAX: 03-5408-3612
作成者: エルピナ・竹下



INTER.KUMIAI

